

生活道路等の整備に関する要望の受付方法などが変わります

市には毎年、生活道路や水路、側溝などの整備に関する要望が多く寄せられます。しかし、限られた財源の中、これら全てに対応するのは困難であることから、要望箇所ごとに公益性や整備の必要性、投資効果などの客観的指標により点数評価を行い、地域間のバランスにも配慮しながら整備を実施してきたところです。

そのような中、近年では、要望件数の増加に伴い整備に着手できない箇所が1,000件を超える状況にあることから、市民の皆さんからの要望の受付方法を改めることとなりました。

具体的には、7月1日から、整備に多額の費用を要する次の10事業を対象に、自治会長などから文書の提出により受け付けることとします。なお、概ね3年程度を試行期間として、市民の皆さんからのご意見などにより検証を行った後、本格導入することを予定しています。

詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。道路治水課または農政課までお問い合わせください。

▶受付方法を改める10事業

所管課	種別
道路治水課	道路改良、舗装新設、側溝新設、側溝補修、舗装補修、側溝改良、排水路改良
農政課	農業用排水路整備、農道整備、農道補修

※緊急対応の必要なものや軽微な内容(側溝清掃や道路の穴埋めなど)については、従来どおり個人の口頭による要望を受け付けます。

▶問い合わせ 道路治水課(内線5712～5717)または農政課(内線373)

マイナンバーカードを作りませんか

マイナンバーカードは、マイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付きのカードです。マイナンバーカードをお持ちになると、次のような便利な機能を利用できます。この機会にぜひ作りませんか。

▶マイナンバーカードの利点

公的な本人確認書類として使えます

顔写真付きの本人確認書類として使用できます。運転免許証を取得していない方や、返納された方にとっても取得しやすい本人確認書類です。

健康保険証として使えます

本人が同意をすれば、初めての医療機関などでも特定健診情報や今まで使用した薬剤情報が医師などと共有できます。また、就職、転職、引っ越しをしても健康保険証として使用できます(医療保険者が変わる場合は加入の届け出が引き続き必要です)。

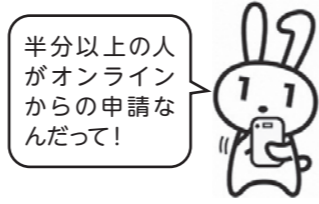
※事前にかかりつけ医療機関などにカード読取機器設置の有無をご確認ください。

コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑証明書などが取得できます

全国のマルチコピー機のあるコンビニエンスストアなどで各種証明書が取得できます。また、市役所や南河原支所で取得する手数料に比べて、50円安く取得することができます。

取得できる証明書と時間帯

【住民票の写し、印鑑登録証明書、所得課税証明書】午前6時30分～午後11時
 【戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し】午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
 ※年末年始、システムメンテナンス日を除く



半分以上の人がオンラインからの申請なんだって!

▶申請方法

スマートフォン	パソコン	証明用写真機	郵便
①スマートフォンで顔写真を撮影 ②スマートフォンで交付申請書の二次元コードを読み取る ③申請用ウェブサイトEメールアドレスを登録 ④申請者専用ウェブサイトのURLが届いたら、顔写真を登録の上、必要事項を入力して申請完了	①カメラで顔写真を撮影 ②申請用ウェブサイトEメールアドレスを登録 ③申請者専用ウェブサイトのURLが届いたら、顔写真を登録の上、必要事項を入力して申請完了	①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択 ②撮影用の料金を投入して、交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざす ③画面の案内にしたがって、必要事項を入力 ④画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了	交付申請書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了 ※交付申請書がない場合、専用サイトから交付申請書と封筒がダウンロードできます。プリントアウトしてお使いください。

※申請から約1カ月後に、市役所から交付はがきが申請者の自宅に届きますので、受取日時を予約してください。

▶問い合わせ 市民課住基ネット・マイナンバーカードグループ(内線247)

固定資産税に関するお知らせ

固定資産税に関する家屋実地調査にご協力を

市では現在、家屋の新築・増築および取り壊し調査を行っています。調査には、職員が2人1組で伺いますのでご協力をお願いします。

なお、職員は「職員証」を携帯しています。「職員証」の提示がないなど不審に感じた場合は、税務課までご連絡ください。

家屋を取り壊したら届け出を

家屋を取り壊した場合には、「家屋取壊届出書」を税務課へ提出してください。また、登記してある家屋については、法務局で滅失登記の手続きを済ませてください。これらの手続きが行われない場合には、税務課で家屋の取り壊しを確認できないことがあります。

なお、「家屋取壊届出書」の用紙は、税務課で配布している他、市ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

▶問い合わせ 同課資産税グループ(内線234)

人権擁護委員に委嘱されました

私たちの基本的人権の擁護や自由人権思想の普及などのために活動している人権擁護委員の長嶋道枝氏(向町)は、3月31日をもって任期満了となりましたが、引き続き人権擁護委員に委嘱されました。また、島田早苗氏(前谷)が新たに委嘱されました。

人権擁護委員の任期は3年で、4月1日付けで法務大臣から委嘱を受けました。



長嶋 道枝氏



島田 早苗氏

▶問い合わせ 人権推進課(内線221)

市内事業者には事業継続計画策定奨励金を交付します

市内の事業者が災害など(新型コロナウイルス感染症の影響を含む)の緊急事態における事業の継続や早期復旧を可能とするため、事業継続力強化計画の策定および改定を行う事業者に対し、奨励金を交付します。

▶対象となる方 市内に住所(法人の場合は、住所または主たる事業所)がある事業者

※令和3年度に交付を受けた事業者は対象外

▶対象要件

- 市税を滞納していないこと。
- 行田商工会議所および南河原商工会が主催する研修を受講していること。
- 事業継続力強化計画を策定し経済産業大臣の認定を受けていること(既に策定済みの場合は、新型コロナウイルス感染症の影響を含んだ内容に改定し、認定を受けていること)。
- 経済産業大臣の認定を受けた計画を行田商工会議所または南河原商工会に提示し、確認を受けていること。
- 効果測定を目的としたアンケートへの回答や研修に参加すること。

▶補助金額 1事業主につき100,000円

▶申請方法 次の①～③の手順で申請してください。

①行田商工会議所および南河原商工会が主催する研修(7月～10月中に順次開催)を受講する。

②事業継続力強化計画を策定または改定し経済産業大臣の認定を受ける。

③行田商工会議所または南河原商工会から受講証明書兼確認書を受領後、必要書類を商工観光課に提出する。

※申請に必要な書類は、商工観光課、行田商工会議所および南河原商工会で配布しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

▶必要書類

- 事業継続計画策定奨励金交付申請書兼請求書
- 納税証明書(法人の場合は法人納税証明書)
- 事業継続力強化計画策定の認定書の写し
- 行田商工会議所または南河原商工会が発行する受講証明書兼確認書

▶申請期限 令和5年2月28日(火)

▶その他 予算の範囲内での交付となりますので、年度途中で終了する場合があります。

▶問い合わせ 商工観光課(内線374)、行田商工会議所 ☎556-4111、南河原商工会 ☎557-0742